

ごみ減量化対策について 《 事業系等もえるごみ処理手数料有料化 》

1 要旨

遠野市総合計画まちづくり指標に掲げる市内から排出されるごみ減量化の一環として、平成 31 年 4 月から、事業系等もえるごみ処理手数料を有料とします。

2 背景

当市ではこれまで、市及び市関連一般廃棄物処理施設に搬入されるごみ処理手数料の全てを無料としていました。

処理手数料を徴さない一般廃棄物処理施設は全国的に見ても少数で、特に、事業系廃棄物処理手数料が無料となっている地方公共団体は全国で 3 %、県内では当市のみとなっています。

そこで、昨年度より、事業系ごみ処理手数料の有料化導入について検討を始め、事業者、関係団体、市民に対し説明会を重ね、一定の理解を得たことから、平成 31 年 4 月 1 日から導入することといたしました。

事業系もえるごみ処理手数料有料化は、事業者のごみ排出抑制の動機付けとなり、ごみ減量化に繋がることが期待されます。

なお、当市のごみ量は全体的に減少傾向にあるものの、事業系ごみと家庭系ごみを比較すると、事業系ごみの減少率は低い状況です。

可燃ごみ排出量比較 (H25-H29)

	区別	H25 年度	H29 年度	増減	増減率
可燃ごみ	家庭系	4,609 トン	4,130 トン	△479 トン	△10.4%
	事業系	2,482 トン	2,311 トン	△171 トン	△ 6.9%

3 内容

(1)有料化の対象

- ア 市内事業者が、遠野中継センター（岩手中部広域行政組合）に搬入する『もえるごみ』
- イ 市内事業者が、集積所管理者の許可を得て集積所に排出する『もえるごみ』
- ウ 市民が、遠野中継センターに直接搬入する『もえるごみ』

(2)処理手数料額

- ア 「(1)ア・ウ」の場合 130 円／10 kg （ただし、10 kg 未満は 130 円）
- イ 「(1)イ」の場合 100 円／ 5 kg （指定有料袋使用に限る。）

(3)有料化導入時期 平成 31 年 4 月 1 日（月）から

(4)その他

「(1)イ」は、当市独自の制度です。

本来、地区の集積所は家庭ごみ専用であり、事業系ごみは排出できません。

しかし、平成 29 年度実施の事業系ごみ排出実態調査で相当数の事業者が集積所に排出していることが分かりました。

事業系もえるごみ指定有料袋による集積所排出は、有料化導入が各事業者間の公平性を保つための新たな制度です。